

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01659

研究課題名（和文）多国籍企業の移転価格操作と貿易政策の相互依存に関する分析

研究課題名（英文）Studies on the interaction between transfer pricing of multinationals and trade policies

研究代表者

棕 寛 (Mukunoki, Hiroshi)

学習院大学・経済学部・教授

研究者番号：90365065

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、多国籍企業が法人税が高い国から低い国へと利潤を移転することを通じて租税支払いを回避する移転価格の問題に着目しつつ、貿易政策との関係を理論的に分析した。分析の結果、多国籍企業の移転価格操作が自由貿易協定の原産地規制により影響を受けるため、自由貿易協定の締結が法人税収入を上昇させるものの、域内の消費者や企業に損失をもたらしてしまうおそれがあることが明らかになった。また、移転価格操作に関して輸入国がアンチダンピング措置を発動する場合、移転価格を規制する政策が必ずしも高法人税国の利益にならないことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題は、多国籍企業の移転価格の操作という、税源浸食及び利益移転(BEPS)として国際的に防止が課題とされる問題について、自由貿易協定の締結やアンチダンピング措置の発動といった、現実によく観察される貿易政策との関係を理論的に研究した初の研究であり、学術的に新規性があるのみならず、租税政策の担当部門と貿易政策の担当部門の協力が不可欠であることを指摘する、政策含意が大きい研究成果を提供している。

研究成果の概要（英文）：In this research project, we focused on the issue of transfer pricing, where multinational corporations avoid paying taxes by shifting profits from countries with high corporate taxes to countries with low corporate taxes, and theoretically analyzed its relationship with trade policy. We found that, because the transfer pricing manipulation of multinational corporations is affected by the rules of origin in free trade agreements (FTAs), there is a case where the conclusion of an FTA will increase corporate tax revenues, but will result in losses for consumers and firms within the FTA region. We also showed that, when an importing country invokes anti-dumping measures against transfer pricing manipulation, policies restricting transfer pricing do not necessarily benefit countries with high corporate taxes.

研究分野：国際経済学

キーワード：多国籍企業 移転価格 貿易政策 自由貿易協定 アンチダンピング

1. 研究開始当初の背景

輸送費やコミュニケーションコストの低下、貿易や投資の自由化により、多数の国に拠点を設けて活動する多国籍企業がますますその活動範囲を広げている。多国籍企業は生産工程を最適化すべく、財やサービスの供給や調達を複数国にまたがって行うグローバル・バリュー・チェーン (Global Value Chain, GVC) を形成しており、国境を越えた生産ネットワークの構築が国と国とのつながりを深化させている。

一方、政府面においては、世界貿易機関における多角的な貿易自由化が一向に進まず、各国は自由貿易協定 (Free Trade Agreement, FTA) に代表される地域貿易協定の締結を通じて、二国間ないし特定のグループのみで特恵的に貿易や投資を自由化している。こうした貿易協定は多国籍企業の実立地点の選択や調達先の選択、価格の設定といった様々な企業行動に影響を与えることとなる。また、貿易自由化に取り組む一方で各国は貿易制限措置を多数発動しており、企業の生産ネットワークが政策主導で分断され、あるいはその形成が阻害されている。政府の貿易自由化や保護主義的政策が、多国籍企業の企業行動にどのような影響を与えるのかを再検討することが求められていた。

様々な企業行動のなかで、多国籍企業の移転価格 (transfer price) の設定が、大きな注目を集めていた。国境を越えた部品や中間財、あるいはサービスの調達が多国籍企業の子会社・関連会社間で行われる企業内貿易である場合、多国籍企業はその取引価格 (移転価格) を裁量的に決められるため、その操作を通じて子会社間の利潤の配分を調整することができる。移転価格の主要な問題は、その調整により高い法人税率の国から低い法人税率の国へと利潤を移転させることを通じて、多国籍企業が高い法人税を回避することである。GVC が世界中で形成され拡大するなか、移転価格の設定と企業の国境を越えた利潤分配の問題を経済学的に分析することの重要性が、ますます高まっていた。しかし、貿易政策と移転価格税制との関係については、経済学による分析が十分に実施されていなかった。

2. 研究の目的

本研究では、多国籍企業の国境を越えた企業内取引が拡大し、様々な貿易政策が世界で発動されるなか、貿易政策が多国籍企業の移転価格の設定行動に及ぼす影響を与え、また貿易政策が誘発する移転価格の変化が、それら政策の厚生効果をいかに変容させるかについて分析を行う。すなわち、現実に観察される企業の経営戦略と最新の貿易政策の動向を踏まえた国際貿易モデルを構築し、様々な貿易政策と企業の移転価格操作との関係を理論的に明らかにし、貿易政策と移転価格に関わる政策の効果を再検討することが本研究の目的である。

具体的には、現実に政策が多数実行され、また多くの政策議論がなされ、国際貿易の分野で研究が盛んに行われている貿易政策として地域貿易協定やアンチダンピング措置を取り上げ、法人税の差違と多国籍企業の移転価格操作を考慮した分析を新たに行うことにより、移転価格の問題と貿易政策の効果の関係について既存研究では得られていない知見を得ることを試みる、学術的な新規性がありかつ政策含意が豊富な研究である。またその研究成果は、国際経済学の分野のみならず、企業行動と市場競争に注目する産業組織論や経営学の分野、および課税問題に着目する公共経済学 (財政学) の分野のそれぞれの研究にも大いに貢献するものとなる。

3. 研究の方法

移転価格と貿易政策に関する上記の問いに答えるために、本研究では現実に観察される企業の経営戦略と最新の貿易政策の動向を踏まえた国際貿易モデルを構築することにより、様々な貿易政策と企業の移転価格操作との関係を理論的に明らかにする。多国籍企業の行動を考える際には、それら企業に価格決定能力がある不完全競争モデルを想定することが妥当であり、独占モデルや他企業との戦略的な相互依存関係を考察する寡占理論を用いて分析を行う。理論モデルの構築にあたっては、公共経済学の分野と産業組織論の分野の研究成果を国際貿易の分野に適切に応用する必要があるため、移転価格や不完全競争下における企業行動に関する重要論文の内容を詳細に検討しつつ、国際貿易モデルへの拡張を行う。また、地域貿易協定や移転価格税制に関する先行研究の内容も精査し、本研究課題の独自性と新規性を確立する。研究の成果は論文としてまとめ、国内外の学会等で報告しつつ、英文の査読付学術誌に投稿し、掲載を目指す。

4. 研究成果

研究テーマのうち、移転価格と地域貿易協定に関しては、当初の計画よりも研究内容が大きく拡大し、結果的に3本の論文を研究成果としてまとめた。自由貿易協定 (FTA) に付随する原産地規則は、輸出企業が低率の関税 (特恵関税) の適用を受けるための原産地要件を定めている。これらの研究は、多国籍企業が関連会社間の企業内貿易において設定する移転価格を操作できる場合、原産地規則を定めた FTA の締結が多国籍企業の移転価格を戦略的に設定したり、立地移転を促したりする可能性を指摘し、その影響と厚生効果について理論的に分析を行った。また、アンチダンピング措置についても、租税回避を防止する政策との相互依存関係を分析し、1本の

論文としてまとめた。具体的な研究成果は以下のとおりである。

(1) FTA の原産地規則と輸出価格のコミットメントに関する分析

本研究では、FTA の原産地規則のうち「付加価値基準」に注目して、それが輸出価格の設定に与える影響と厚生効果を分析した。付加価値基準の原産地規則は、一定の付加価値を域内で付加することを求めるものである。付加価値基準で用いられる「域内付加価値」は域外で生産された中間財の調達コストを削減するのみならず、輸出価格を上昇させることによって増大する。そのため、輸出企業が原産地規則を満たすために、輸出価格を意図的に高める場合がある。結果として、原産地規則が企業の価格コミットメントにつながり、ライバル企業もそれに反応して価格を上昇させるといった一種の共謀効果 (Collusive Effect) を生み出すことにより、関税が撤廃されたにもかかわらず、下がった関税率以上に価格が上昇し、消費者余剰を下げってしまうおそれがあることが明らかになった。

当該研究は、国際経済学の分野の有力な国際査読誌である *The World Economy* への掲載が受理され、2021 年に出版された。

(2) FTA の原産地規則による法人税回避と関税撤廃のトレードオフに関する研究

FTA の締結前に、多国籍企業は高い法人税を回避するか、あるいはライバル企業との競争を有利にするために移転価格の水準を設定している状況を想定する。FTA の締結後、当該多国籍企業は付加価値基準による原産地規則を満たすために、域外で生産した中間財の移転価格を付加価値基準の原産地規則が満たされるように調整するか、あるいは中間財の生産地を域外から域内に変更する場合がある。特に、多国籍企業が原産地規則を満たし関税撤廃を重視する場合、通常の移転価格操作とは異なり、多国籍企業の利潤が法人税の低い国から高い国へと移転するケースがあることが明らかになった。また、法人税を獲得できるというプラスの効果があるため、原産地規則により厚生を下げる FTA が厚生を上げる FTA に転換する可能性があることを指摘した。

本研究は、複数の国際学会やセミナーで報告するとともに、公共経済学の分野の有力な国際査読誌である *International Tax and Public Finance* への掲載が受理され、2021 年に出版された。また、同誌の編集者による Editor's selection で本論文が言及されるなど、大きな注目を集める研究となった。

(3) FTA の原産地規則による生産立地の移転と権限移譲に関する研究

多国籍企業は FTA を利用し低関税を利用することを目的として、最終財の生産地の移転を行うことを考慮しつつ、FTA の締結が移転価格設定とその厚生効果に与える影響を分析した。域内にはライバル企業が活動しており、独占モデルではなく寡占モデルを採用し、企業間の戦略的関係を明示的に考慮している点が、(2) の研究との大きな違いである。分析の結果、FTA の締結により、多国籍企業が域外から域内へ最終財の生産地を変更すると、移転価格操作の目的が「法人税を回避する」から「市場競争を有利に進める」に変わり、多国籍企業は最終財を生産する川下企業に権限委譲をする。結果として、全ての企業が FTA を利用して無関税で輸出できるようになったにも関わらず、企業利潤が下がり得ることを示した。さらに、域内への生産地移転が多国籍企業のコストを大きく上昇させる場合、関税が撤廃されたにもかかわらず輸出が減り、消費者余剰が下がる場合もある。原産地規則が多国籍企業ないの意思決定のあり方という経営判断にも影響を与え、それが市場競争とその帰結を大きく変化させることを指摘した点が、本研究の大きな特徴である。

本研究は、複数の国際学会やセミナーで報告するとともに、国際経済学の分野の有力な国際査読誌である *Review of International Economics* から改訂要求を受けている。

(4) アンチダンピングと移転価格の設定に関する分析

多国籍企業が低い企業内取引価格を輸出に際して設定する場合、それはしばしば輸入国のアンチダンピング措置の対象になる。その点に注目し、企業内取引価格に対するアンチダンピング措置が、多国籍企業の法人税回避行動や各国の厚生に及ぼす影響を与えるかについて、寡占モデルにより分析を行った。

具体的には、輸入国政府が国内企業の利潤を重視してアンチダンピング措置の決定を行う時、高い法人税を課す輸出国における移転価格に対する取り締まりの強化は、アンチダンピング措置の発動を誘発する可能性があることが明らかになった。結果として、アンチダンピング措置は多国籍企業の利潤を下げるものの、輸出国の法人税収を高め、また消費者余剰を上昇させるため、厚生を改善する可能性がある。しかし、アンチダンピング措置が発動されている状態でさらに移転価格の取り締まりを強化すると、輸出国の厚生はかえって低下してしまうおそれがあることが明らかになった。この結果は、アンチダンピング措置といった貿易政策と租税回避防止のための租税政策の間に相互依存関係があるため、両者を独立に実施することに問題があることを指摘しており、新たな政策含意を提供する研究となった。

本研究は、複数の国際学会やセミナーで報告するとともに、公共経済学の分野の有力な国際査読誌である *Journal of Public Economic Theory* から掲載不可かつ再投稿の要求 (reject and resubmit) を受けており、改訂のうえ同誌に再投稿中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Mukunoki Hiroshi、Okoshi Hirofumi	4. 巻 28
2. 論文標題 Tariff elimination versus tax avoidance: free trade agreements and transfer pricing	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 International Tax and Public Finance	6. 最初と最後の頁 1188～1210
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/s10797-021-09689-8	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Mukunoki Hiroshi、Okoshi Hirofumi	4. 巻 forthcoming
2. 論文標題 Rules of origin and consumer hurting free trade agreements	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 The World Economy	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1111/twec.13097	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件/うち国際学会 3件）

1. 発表者名 大越裕史
2. 発表標題 Antidumping on Tax-induced Dumping
3. 学会等名 Korea International Economic Association (KIEA)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Hiroshi Mukunoki
2. 発表標題 Wake Not a Sleeping Lion: Free Trade Agreements and Decision Rights in Multinationals
3. 学会等名 The 16th meeting of the Asia Pacific Trade Seminars (APTS 2021)（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Hiroshi Mukunoki
2. 発表標題 Wake Not a Sleeping Lion: Free Trade Agreements and Decision Rights in Multinationals
3. 学会等名 Symposium of Public Economics (SOPE) 2021 (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 棕 寛	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 274
3. 書名 自由貿易はなぜ必要なのか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	大越 裕史 (Okoshi Hirofumi) (90880295)	岡山大学・社会文化科学学域・講師 (15301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------